

一般社団法人日本肝臓学会専門医制度

特別連携施設の資格要件

《専門医制度規則より抜粋》

第 12 条 特別連携施設としての認定を申請する診療施設は、次の各号の条件を全て満たすことをする。

- (1) 肝臓専門医、あるいは消化器病専門医が勤務していること
- (2) 専攻研修が可能であること
- (3) 認定施設の指導医による十分な指導体制が担保されていること

第 15 条 特別連携施設の認定を申請する認定施設の指導医責任者は、次の各号に定める申請書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) 特別連携施設認定申請書
- (2) 専門医の勤務に関する証明書

※認定後の資格更新と資格の喪失について

第 17 条第 4 項

特別連携施設の更新は、5 年毎に行う。特別連携施設の認定更新を受けようとする認定施設の指導医責任者は、次の各号に定める書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) 特別連携施設更新申請書
- (2) 専門医の勤務に関する証明書

第 20 条 特別連携施設は、次の理由により審議会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 認定施設が資格を喪失したとき
- (2) 第 12 条に該当しなくなったとき
- (3) 正当な理由を付して特別連携施設を辞退したとき
- (4) 特別連携施設の認定更新を受けないとき

【お問合せ】日本肝臓学会事務局

専門医制度担当

Mail:senmoni@jshep.org

TEL:03-3812-1567